

# 保育園の利用者負担額(保育料)等について

【保育（2号・3号）認定を受けた子どもの利用者負担額(保育料)等】 ※4月1日現在の年齢が適用されます

利用者負担額(保育料)				子どもの数え方		3歳以上児副食費		
階層区分	定義	(単位:円)		(多子軽減)		第3子	要保護世帯	2人親世帯
		3歳未満児	3歳以上児	標準時間	短時間			
		標準時間	短時間	標準時間	短時間			
第1階層	生活保護世帯	0	0					
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0					
第3階層1	市町村民税均等割のみ課税世帯 (所得割非課税世帯)	9,900 (3,300)	9,700 (3,200)					
第3階層2	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	13,600 (3,300)	13,300 (3,200)					
第4階層1	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 60,700円未満	17,900 (3,300)	17,600 (3,200)					
第4階層2	市町村民税所得割課税額 60,700円以上 72,800円未満	20,000 (3,300)	19,700 (3,200)	0				
第4階層3	市町村民税所得割課税額 72,800円以上 77,101円未満	22,100 (3,300)	21,700 (3,200)					
	市町村民税所得割課税額 77,101円以上 84,900円未満	22,100	21,700					
第4階層4	市町村民税所得割課税額 84,900円以上 97,000円未満	24,300	23,900					
第5階層1	市町村民税所得割課税額 97,000円以上 133,000円未満	30,100	29,600					
第5階層2	市町村民税所得割課税額 133,000円以上 169,000円未満	36,000	35,400					
第6階層	市町村民税所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満	49,400	48,600					
第7階層	市町村民税所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満	64,000	63,000					
第8階層	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	78,000	76,800					

**生活費が一緒の子どもで数えます**

市町村民税所得割課税額が 57,700円未満

市町村民税所得割課税額が 57,700円以上

市町村民税所得割課税額が 77,101円未満

市町村民税所得割課税額が 77,101円以上

**小学校就学前の子どものみで数えます**

3歳以上児副食費		
第3子	要保護世帯	2人親世帯
<b>免除</b>		
3歳以上の保育園等施設利用児童のうち、第3子	市町村民税所得割課税額が 77,101円未満	市町村民税所得割課税額が 57,700円未満
	市町村民税所得割課税額が 77,101円以上	市町村民税所得割課税額が 57,700円以上
	市町村民税所得割課税額が 77,101円以上	市町村民税所得割課税額が 57,700円以上

**実費負担**

※金額は各施設で設定

※（ ）内の金額は、要保護世帯（ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等）の場合です。（市町村民税所得割課税額が 77,101円以上の場合には通常の保育料となります）

※階層区分や年齢区分、子どもの数え方（多子軽減）など詳細については、裏面の備考をご覧ください。

※令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳以上児および3歳未満児の非課税世帯の保育料が無償化されます。これまで保育料の一部だった3歳以上児の副食費については、引き続き保護者の皆さんの負担です（一部免除）。

## 【備考】

保育料は、①世帯の市町村民税所得割課税額の合計額、②児童の年齢、③保育時間の認定区分、④保育園等に通う子どもが何番目の子どもであるか（多子軽減該当の有無）で決定します。

①保育料の階層区分は、父母の市町村民税所得割課税額の合計額によって決定します。

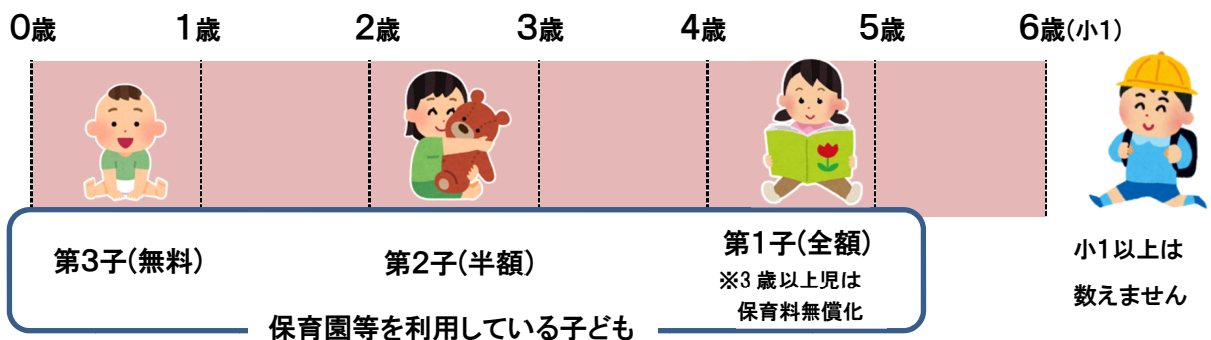
なお、祖父母などが家計の主宰者となっている場合は、祖父母も算定対象となります。また、算定対象となる市町村民税は、4月～8月分は前年度分、9月～翌年3月分は当年度分となります。そのため、過去の収入や控除額の増減によって9月から階層区分などが変わり、料金が大幅に変わる場合があります。

②利用者負担額（保育料）の年齢区分は、年度初日（4月1日）の年齢で決まります。年度の途中で誕生日を迎えても、その年度中の利用者負担額（保育料）は変わりません。

③標準時間認定と短時間認定は、保護者の就労時間や保育を必要とする事由によって区分されます。保育を必要とする事由が変わる場合は、その度に変更の届出が必要です。

④世帯内に保育園等を利用している未就学児童が2人以上いる場合は、次のとおり保育料の軽減があります。

- ・最年長の児童から順に数えて第2子の児童の保育料は、半額になります。
- ・最年長の児童から順に数えて第3子以降の児童の保育料は、無料になります。



※次に該当する場合は、多子軽減の拡大措置があります。

- ・2人親世帯で市町村民税所得割額の合計が57,700円未満（世帯年収360万円未満相当）の場合、生活費が一緒の子ども全てを、多子軽減の子どもの数の判定対象とします。また、第2階層のみ第2子の児童の保育料が無料となります。
- ・要保護世帯で市町村民税所得割額の合計が77,101円未満（世帯年収360万円未満相当）の場合、生活費が一緒の子ども全てを、多子軽減の子どもの数の判定対象とし、さらに第2子の児童の保育料が無料となります。

※次に該当する多子世帯は、保育料の軽減があります。

- ・階層区分が第5階層2以下で、生活費が一緒の子どものうち、第2子以降の3歳未満児は保育料が無料となります。

保育時間の認定区分ごと（標準時間または短時間）に定められた保育時間外に、延長保育を利用した場合は、これまでどおり実費負担となります。



【お問い合わせ先】

音更町役場保健福祉部子ども福祉課 42-2111